

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>1 いじめ防止対策推進法の制定を受けて (30分)</p> <p>国がいじめ対策を本格化させてから初となる「いじめ防止対策推進法」(以下、「法」)が、本年6月21日に成立し、9月28日に施行されます。</p> <p>この法律に基づく具体的な取り組み内容や時期等については、国や県の動向を見なければなりません。現時点において想定される、市としての対応等について質問します。</p> <p>(1) 地方自治体に対し同法では、文科省が定める「いじめ防止基本方針」を参酌し、「地方いじめ防止基本方針」の策定に努めるよう求めています。本市では、どのように対応されますか。</p> <p>(2) 法第十四条に定める「いじめ問題対策連絡協議会」とは、どのような組織になりますか。埼玉県では、平成24年8月に「埼玉県いじめ問題対策会議」を設置していますが、これとの関係は、どのようになりますか。</p> <p>(3) 法第三章において、学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、「道徳教育及び体験活動等の充実」、「早期発見のための措置」、「相談体制の整備」、「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」等が掲げられていますが、本市では、どのように対応しますか。</p> <p>(4) 法第五章において、「重大事態への対処」について定められていますが、これまでの本市の対処方針が変更されることはありますか。</p> <p>(5) 千葉県柏市では、「柏市児童虐待及びいじめ防止条例」を本年6月に制定し、「いじめ防止対策推進法」施行の日から施行することとしています。市や教育委員会だけでなく、「児童虐待防止関係機関等」と「いじめ防止関係機関等」が、より緊密に連携し、対策を推進しようとするものですが、「いじめ防止対策推進法」の枠内にとどまらない対応について、本市では検討されていますか。</p>	<p>市長 教育委員会 委員長</p>